告 示

埼玉県議会告示 第一号

に定める 情報通信技術 を活用 した埼玉 県 議 会 \mathcal{O} 活 動 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る条 例 施 行 規程を 次 \mathcal{O}

和 六年三月二十 九 日

埼 玉 県 議 会議 長 齊 邦

報 通 信 技 術 を 活 用 した埼玉県議会の 活 動 \mathcal{O} 推 進 に 関す る条例施行 規 程

(趣旨)

議 続等を電子情 0 め られた 会の いて必要な事項を定めるも (以 下 事 もの \mathcal{O} 条 局 規 例 報 \mathcal{O} 程 (以下 処理 職員 は لح 組 で V 情 \neg 組その う。 報通信 あ 議会等」 0 て 条例等 他 技術 のとする。 \mathcal{O} 規定 とい の 情 を活 . う。 報通 \mathcal{O} に 規定 ょ 用 信 り た埼玉 技術 に対 に ょ 議会又は を利 り 独立 県議 て行 用 議長若 に 会 す わ 権限を行 れ \mathcal{O} る方法に 活 又は 動 < \mathcal{O} より行う場合に 議 使 は 推 会等が 議員若 進に関 すること 行 す う手 る を は

(定義)

第二条 この規 程 で使用 する用語は、 条例に お V て使用する用 語 0) 例 に ょ る。

による。 この規程 に お 71 て、 次の各号に掲げる 用語の意義は 当該各号に定めるところ

· 掲 げ

電子署名

次に

るも

 \mathcal{O}

をい

う。

イ 電子署名及び 認証業務 に 関す る法 律 平 成十二年法 律第百二号) 第二 条

規 定する電子署名

口 するも 他 政府 政 府 のを 認 が電子情報 証基盤 ** \ う。 · 行 処理組 政 の官職証 機 織 関 を使用 \mathcal{O} 証明書に 長そ L \mathcal{O} 基 て手続を行 他 づく電子署名 \mathcal{O} 国家 公 務 1 員 又 \mathcal{O} は 職 行 を わ 証 せ 明 る す ため ることそ に 運 営

Ł 電子 することそ \mathcal{O} は 行 で 地方公共団 あ 証 わ 明書 せる ることを確認するた ために運営 \mathcal{O} 体組織認証 議会等に 他地方公共団 . 対 I するも 基盤 L 体 め て申請等を行う者又は のを が に (行政機 電子 用 11 V 、 う。) 5 情報処理組織 れ 関 る事項が の長その \mathcal{O} 職責 証 他 を 議会等が 明 使 れ \mathcal{O} 書に らの 地方 用 し 者に係 公務員 電子署名を行 基 て手続を行 づ < るもの 電子署 \mathcal{O} 職 を 11 で 0 名 証 あ た 又 明

ることを証 入出 力 装置 明 を含 するために作成 む 以 下 同じ。 す る電磁的記録 に お 11 て 識別できるも (議会等 \dot{O} 使用に係る電子計算機 \mathcal{O} に 限 る。 を ** \ う。

申 等 係 る 電子 情 報 処 理 組 織

第三条 使用 係 る 電子 第三条第 計算機 ٤ 項に 規定する議長が 申 請 等を行う者 定める電子情 \mathcal{O} 使用 12 係 る 電子計 報処 理 算機 組 織 で は あ 議会等 0 て議会

とを \mathcal{O} 電 使 用 気 通 信 る電子 口 線 で 計 接 続 算 機 た لح 電 電 子 気 情 通 信 報 処 口 理 線 を通 組 織 U とする て通 信 で きる 機 能 を備 え た ŧ

(電子情報処理組織による申請等)

四条 会等 行 うと る電 子 きに 機 対 計 例 L 第三条 算機 記 て 載 え 申 5 カゴ 請 す 6 第 れ 等 ベ 入力し き た を --- 行う フ こととさ 項 ア \mathcal{O} 者は 規定 て 1 行 ル 12 わ れ に な 7 記 議 ょ け 1 録 長 り れ る す 電 \mathcal{O} 事 ば ベ 定 子 な 項 き 情 \otimes を、 事 5 る 報 ところ な 項 処 又 理 11 前 は 条 組 当 織 に \mathcal{O} を使用 申 該 ょ 申 請等をする者 n 請 等 議 す を 長 る 書 0 方 面 指定 法 等 \mathcal{O} す 使 に ょ る 用 n 雷 1) に

- 者 を行 申 を確 前 -請等 項 0 た 認 \mathcal{O} を 規定 者を確認 す 行 る わ う者 な た に け \Diamond ょ が す に れ ŋ ば 必 る 申 議 ため 要な なら 員以 請等 事 外 \mathcal{O} な を \ . 措 項 \mathcal{O} 行 を う 置 者 を講ず ただし、 証 者 で する電 あ は る 場 る 入 場合 一合に 議長 子 力 証 は \mathcal{O} あ た 眀 ` 指定す 書が 事 0 $\sum_{}$ 7 項 \mathcal{O} 併 は に んる方法 限 せ 0 当該 り T 11 でな 送 7 信 に 電 \mathcal{O} VV ょ さ 子 情 0 れ 署 報 名 る 該 t 電 を 申 行 子 \mathcal{O} 0 限
- t \mathcal{O} 面 を のとみ 正本 同 等 条例 \mathcal{O} 内 う と併 等 容 5 \mathcal{O} な 規定 _ せ \mathcal{O} 通 必 要と に に 面 等 ょ 記 に 載 す り 記載 る も 同 す _ ベ す き \mathcal{O} 内 容 ベ 又 を は 含 0 き事項又は む。 記 書面等を複数必 載 $\overline{}$ され に 記載 7 9 11 11 る事 て、 さ 必要とす れ 第一 項を T V 項 る事 入 る申 力 \mathcal{O} 項 l 規 請 等 た 定 \mathcal{O} に基 場 入 (副 力が 合 は づ 本 き当 な 又 Ż そ は 0) 該 写 れ た 他 書 L

く 不 申請 適当 等 \mathcal{O} と認 う 5 \otimes に 6 電 n 子 る 情 部 報 分が 処 理 あ 組 る 織 場合 を使用 す る方法に ょ ŋ 行 うこと が 木 難 又 は 著

第 五条 申 請 等 例 を 第三条第 す る 者 に 五. 項 0 に 11 規定 T 対 す 面 に る 議 ょ り 長が 本 定 人 8 確 る場合 認 を す は、 る ベ 次 き 事 掲 情 げ が る場合とす あ ると 議 長 る。 が

認

 \otimes

る場

長が 申 請 認める場合 等に 係 る 書 面 等 \mathcal{O} う 5 に そ \mathcal{O} 原 本 を 確 認 す る 必 要が あ る ŧ \mathcal{O} が あ る لح

(処分通知等に係る電子情報処理組織

六条 たも 使用 て 議会 \mathcal{O} とを 等 例 る 電 電子 第四 使 気 用 通信 計 に 条 算 第 係 口 機 る _ 電子 項に 線 で 計 接続 規定 処 分通 算 機 す L た کے 知 る 電子 電気通 等を 議長 受 情 が 定 報 信 け 処 回線 る \emptyset 理 者 る 組 を 電 \mathcal{O} 織 通 使 子 と じ 用 情 す て に 報 通 信 係 処 る 理 電 組 できる機能を 子 織 計 は 算機で 議 会 等 \mathcal{O} 0

電子情報処理組織による処分通知等

七 す ベ ょ きこととさ り 議 分 通 は 知 等 れ 条 を 例 て 行 第 11 う 兀 る 事 条 項 き 第 を は 議 項 当該 会等 \mathcal{O} 規 処 定 \mathcal{O} 分 使 に 用 通 ょ に 知 ŋ 係る 等 電 を 子 電 情 子計 面 報 等 処 算 に 理 機 ょ 組 に 織 り 備 行 を 使 え う 6 用 れ き す た る 記 フ 方

アイルに記録しなければならない。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

八条 条例 第四 [条第 一項ただし 書に規定す る 議長が 定 \emptyset る方 式 は、 次 \mathcal{O} 各 掲

げるいずれかの方式とする。

第六 条 \mathcal{O} 電子情 報 処 理組 織 を 使 用 L 7 行 う 識 別 符 号 \mathcal{O} 入 カ

旨の議長の定めるところによる届出

電子

情

報

処

理

組

織

を使用

する方

法

に

ょ

り

処

分

通

知

等

を受け

る

ことを希

望

す

(処分通知 等 \mathcal{O} う 5 12 電子情報 処理 組 織 を 使用 す る方 法 に ょ ŋ 行うこと が 木 又

は著しく不適当と認められる部分がある場合)

九条 例 第四条第 Ŧī. 項に 規定 す る 議長が 定め る場合 は 次 掲 げ る場合とする。

処 分通 知等 を受け る者 に 0 11 て 対 面に より 本 確 認 をする必要が あると 長

が認める場合

処分通 知等に係 る 書面等 \mathcal{O} う 5 に その 原本を交付 す る 必 要が あ る ŧ \mathcal{O} が あ る

と議長が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第十条 会等 は、 条例第五条第 _ 項 \mathcal{O} 規定に より 電磁 的 記 録 に記 録さ n て 11

項 文は 当 該 事項を記載 た書類に ょ り 縦覧等 を行 うと き は 当 該 事項 を ン タ

ネ ット を利 用する方法、 議会等の 事務所に 備え置 く電 子計算機 \mathcal{O} 映 像 面に 表示 す

る方法又は 電磁 的記 録 に記録され て 1 る事 項を記れ 載 た 書類に ょ る方法に ŋ

うものとする。

(電磁的記録による作成等)

+項を議会等 うときは 議会等 当該作成 の使用に は、 係 等 条例第六 ふ電子計: を書面 等に 条第 . 算 機 ょ り行う 12 項 備 \mathcal{O} え 規 ときに 5 定 れ に たファ ょ 記 り 載 電 1 す 磁 ~ ル 的 きこととさ 記 に 記 録 録 に する ょ ŋ 方 n 作成 法 7 等 又 は る を 雷 事 行

磁的記録媒 体 (電磁 的 記録 に 係 る 記 録媒 体 を V う。 $\overline{}$ をも 0 て 調 製 す る 方 ょ

り行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

例 第三条第四項に 規 定する氏 名 又 は 名 を 明 6 カュ に す る 置 で あ 0 7

議長が 定める ŧ \mathcal{O} は、 電子署名 (申請等を行う者 が 議 員 以 外 \mathcal{O} 者 で あ る場合 あ

ては 当該電子署名 を行 った者を確認するた \Diamond に 必 要な事 項 を証 する電 証 明

が せ て 送信 さ れ る £ \mathcal{O} に 限 る。 及 び 第四 条第二項 た だ L 書に 規定す る

とする。

第 兀 条 第 兀 項 に 規定す る氏 名 又 は 名 称 : を 明 5 カュ に す る 措 置 で あ 0 て 議 長 が

定めるものは、電子署名とする。

- 3 定めるものは、 条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らか 電子署名とする。 にする措置であ って 議長が
- 4 前二項に規定する電子署名の名義 は埼玉県議会議長とする。

(その他の手続等への準用)

第十三条 条までの 特別の定めがある場合を除くほ その他の 情報通信技術を利用する方法により行う場合に 規定の適用を受けるものを除く。 議会等に対し て行わ れ か、 又は議会等が行う手 条例及びこの規程の規定を準用する。 \smile を電子情報 続 つい 等 処理組織を使用する方法 (条例第三条か ては、 他 の条例等に ら第 八

第十四条 方法により行う場合に必要な事項は、 う手続等を、 この 電子情報 規程に定め 処理組 るも 織 \mathcal{O} を使用する方法そ \mathcal{O} ほ か、 議長が定める。 議会等に 対し \mathcal{O} 他 \mathcal{O} て 情報通信技術を利用する 行 わ れ、 又 は 議会等が行

(委任)

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。